資料編５
施設一覧

5　施設一覧

①　幼稚園一覧

（令和７年４月予定）

区域	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鏑木町 934
臼井・千代田	2	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7
	3	臼井幼稚園	400	臼井田 2435
志津北部	4	小竹幼稚園	210	小竹 795-1
	5	志津幼稚園	400	井野 1362

②　認定こども園一覧

（令和７年４月予定）

区域	No	施設名	定員		住所
佐倉	1	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	１号	75	鏑木町 1-5
			2,3 号	30	
	2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	１号	150	本町 54
			2,3 号	90	
	3	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	１号	195	千成 3-4-3
			2,3 号	96	
根郷・和田・弥富	4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	１号	73	石川 551-1
			2,3 号	36	
臼井・千代田	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家（幼保連携型）	１号	25	吉見 193-1
			2,3 号	50	
志津北部	6	モンテッソーリ光の子 （幼保連携型）	１号	15	上座 1219-4
			2,3 号	90	
志津南部	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	１号	81	西志津 2-23-19
			2,3 号	9	
	8	幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園	１号	240	上志津 874
			2,3 号	96	

③　保育園等一覧

（令和７年４月予定　　※は公立）

区域	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉保育園　※	90	鏑木町 198-3
	2	生活クラブ風の村保育園佐倉東	100	本町 142-1
	3	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5
	4	はくすい保育園	60	岩名 961-2
根郷・和田・弥富・	5	根郷保育園　※	70	大崎台 4-3-2
	6	馬渡保育園　※	60	馬渡 818-2
	7	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9-8
	8	陽の木さくら保育園	68	寺崎北 2-13-1
	9	かえで保育園さくら駅前	30	表町 1-13-21
	10	アンファンひのきさくら（小規模保育事業）	19	寺崎北 2-12-1
臼井・千代田	11	臼井保育園　※	60	臼井田 2379
	12	すみれ保育園	80	臼井台 1201
	13	青葉保育園	70	臼井台 1351-4
	14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21
	15	まなびの森　おひさま保育園	90	王子台 4-10-1
	16	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	60	生谷 1515-30
	17	森と自然の保育園のびのびハウス	49	江原新田 103
	18	臼井はくすい保育園	50	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3 階
	19	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14
志津北部	20	北志津保育園　※	95	井野 869-9
	21	ユーカリハローキッズ	90	上座 383-1
	22	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1
	23	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2
	24	AIAI NURSERY ユーカリが丘	70	上座 700
	25	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1 階
	26	ユーカリの森マイキッズ	50	南ユーカリが丘 1-1　T-205
	27	ウエスト・デイリーキッズ	30	ユーカリが丘 4-1-1 W201
志津南部	28	志津保育園　※	95	西志津 4-26-1
	29	みくに保育園	50	下志津原 61-2
	30	ソラストさくら保育園	120	上志津 1704-6
	31	マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9
	32	AIAI NURSERY 上志津	60	上志津 1770-8
	33	ウェルネス保育園佐倉	70	上志津原 351-8
	34	AIAI NURSERY　下志津	40	下志津 795-1
	35	Kid's Patio しづ園（小規模保育事業）	16	上志津 1663 志津ステーションビル 3F

資料編

④　学童保育所一覧

（令和７年４月予定　　＊は私立）

区域	NO	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉学童保育所	65	新町 78-4（佐倉小学校内）
	2	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2（佐倉老幼の館内）
	3	内郷学童保育所	65	岩名 870（内郷小学校内）
	4	佐倉東学童保育所	60	将門町 7（佐倉東小学校内）
	5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4（白銀小学校内）
根郷・和田・弥富	6	根郷学童保育所	55	根郷 454（根郷小学校内）
	7	第二根郷学童保育所	60	根郷 454（根郷小学校内）
	8	寺崎学童保育所	40	大崎台 4-4-1（寺崎小学校内）
	9	第二寺崎学童保育所	45	大崎台 4-4-1（寺崎小学校内）
	10	大崎台学童保育所	55	大崎台 4-3-2（根郷保育園内）
	11	山王学童保育所	65	山王 1-44（山王小学校内）
	12	和田学童保育所	30	直弥 59（和田公民館内）
	13	弥富学童保育所	50	岩富町 151（弥富公民館内）
臼井・千代田	14	すみれにこにこホーム　＊	50	臼井台 1253-3
	15	印南学童保育所	70	印南 223-1（印南小学校内）
	16	千代田学童保育所	65	吉見 553（千代田小学校内）
	17	間野台学童保育所	60	王子台 2-18（間野台小学校内）
	18	臼井老幼の館学童保育所	35	王子台 6-25-1（臼井老幼の館内）
	19	王子台学童保育所	30	王子台 5-19（王子台小学校内）
	20	染井野学童保育所	45	染井野 1-19（染井野小学校内）
志津北部	21	志津学童保育所	40	上座 1156-2（志津小学校内）
	22	志津光の子児童センター　＊	60	上座 1148-1
	23	井野学童保育所	50	西ユーカリが丘 3-1-6（井野小学校内）
	24	第二井野学童保育所	40	ユーカリが丘 6-4-1-103
	25	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1（北志津児童センター内）
	26	小竹学童保育所	60	ユーカリが丘 5-5-1（小竹小学校内）
	27	青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1（青菅小学校内）
	28	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1（青菅小学校内）
	29	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1（青菅小学校内）
	30	ユーカリ優都ぴあ　＊	60	青菅 1023-6
志津南部	31	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6
	32	第二上志津学童保育所	50	上志津 1752（上志津小学校内）
	33	下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10（下志津小学校内）
	34	南志津学童保育所	65	下志津原 164-2（南志津小学校内）
	35	第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1（西志津小学校内）
	36	第三西志津学童保育所	70	西志津 7-2-1（西志津小学校内）
	37	西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1（志津保育園内）

⑤　児童家庭支援センター

（令和７年４月予定）

No	施設名	住所
1	子ども家庭支援センターSakura	大崎台 1-2-5　志志久良第弐ビル２階

資料編

資料編６
委員名簿

6　委員名簿

①　佐倉市子育て支援推進委員会　委員名簿

（令和６年５月現在）

区分	氏名	備考
学識経験者	阿部　孝志	委員長　敬愛短期大学准教授
〃	佐藤　愼二	植草学園短期大学特別教授
医師	越部　融	印旛市郡医師会佐倉地区医師会推薦
歯科医師	秀島　潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
民生委員・児童委員	荒畑　惠子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
主任児童委員	和泉　久美江	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
保育園の園長（私立）	本間　仁美	陽の木さくら保育園長 （私立保育園長会推薦）
幼稚園の園長（私立）	飯田　真弓	学校法人青木学園　志津幼稚園理事長 （私立幼稚園協会推薦）
小学校長	田中　雅明	山王小学校長（教育委員会推薦）
保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校の保護者	大西　侑士	公募
〃	中間　愛美	公募
〃	藤平　美千代	公募
市民	桑原　牧子	公募
〃	中川　加奈子	公募
児童センター又は学童保育所長	斉藤　英晴	臼井老幼の館施設長

②　佐倉市青少年問題協議会　委員名簿

（令和６年７月現在）

区分	氏名	備考
市　　長	西田　三十五	会　長
教　育　長	圓城寺　一雄	副会長
副市長	石井　健司	
市教育委員会委員	吉村　真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
市の事務部局の関係職員	佐藤　鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
市教育委員会の事務局の職員	榎本　泰之	佐倉市教育委員会教育部 参事指導課長事務取扱
警察関係職員	西山　将平	佐倉警察署生活安全課係長
家庭裁判所の職員	新井　玲子	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
社会教育委員	藤崎　言行	佐倉市社会教育委員会議議長
民生委員・児童委員	松本　博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
保　護　司	石渡　康郎	保護司会佐倉市分会会長
社会福祉協議会運営委員	岡本　祥子	佐倉市社会福祉協議会事務局 生活支援グループ主査
小学校長	小坂井　靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
中学校長	佐藤　克巳	佐倉市立佐倉東中学校長
高等学校長	佐藤　道広	千葉県立佐倉西高等学校長
高等学校長	相澤　直幹	千葉県立佐倉東高等学校長
青少年相談員	喜澤　雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
識見を有する者	久保　秀一	印旛健康福祉センター長
〃	山口　裕司	成田公共職業安定所長
〃	藤嵜　秀秋	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
〃	片岡　正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
〃	斉藤　英晴	佐倉市スポーツ協会事務局長
〃	溝渕　哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
〃	中村　真悟	佐倉市ＰＴＡ連絡協議会、弥富小学校ＰＴＡ会長
〃	新田　　司	敬愛短期大学教授
〃	吉森　文男	佐倉人権擁護委員

資料編 7

子どもの権利条約

7　子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のこどもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、１９８９年１１月に国際連合の総会で採択されました。日本は１９９４年にこの条約を批准、発効しています。

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方だけではなく、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の４つで表されます（４つの原則）。これらの原則は、「こども基本法」にも取り入れられています。

差別の禁止
（差別のないこと）

◆　すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益
（こどもにとって最もよいこと）

◆　こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利
（命を守られ成長できること）

◆　すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重
（こどもが意味のある参加ができること）

◆　こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

資料編８

こども基本法

8　こども基本法

発令　　：令和 4 年 6 月 22 日号外法律第 77 号
最終改正：令和 6 年 6 月 26 日号外法律第 68 号
改正内容：令和 6 年 6 月 26 日号外法律第 68 号[令和６年９月 25 日]

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うととも

に、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

２　前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章　基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
5　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
6　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
7　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
5　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
2　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
3　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
4　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条　国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条　政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条　こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　こども大綱の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三　こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

３　会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二　会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条　前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一　附則第十条の規定　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二　附則第十一条の規定　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（少子化社会対策基本法の一部改正）

第三条　少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第六条　子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（復興庁設置法の一部改正）

第八条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第九条　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条　こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕

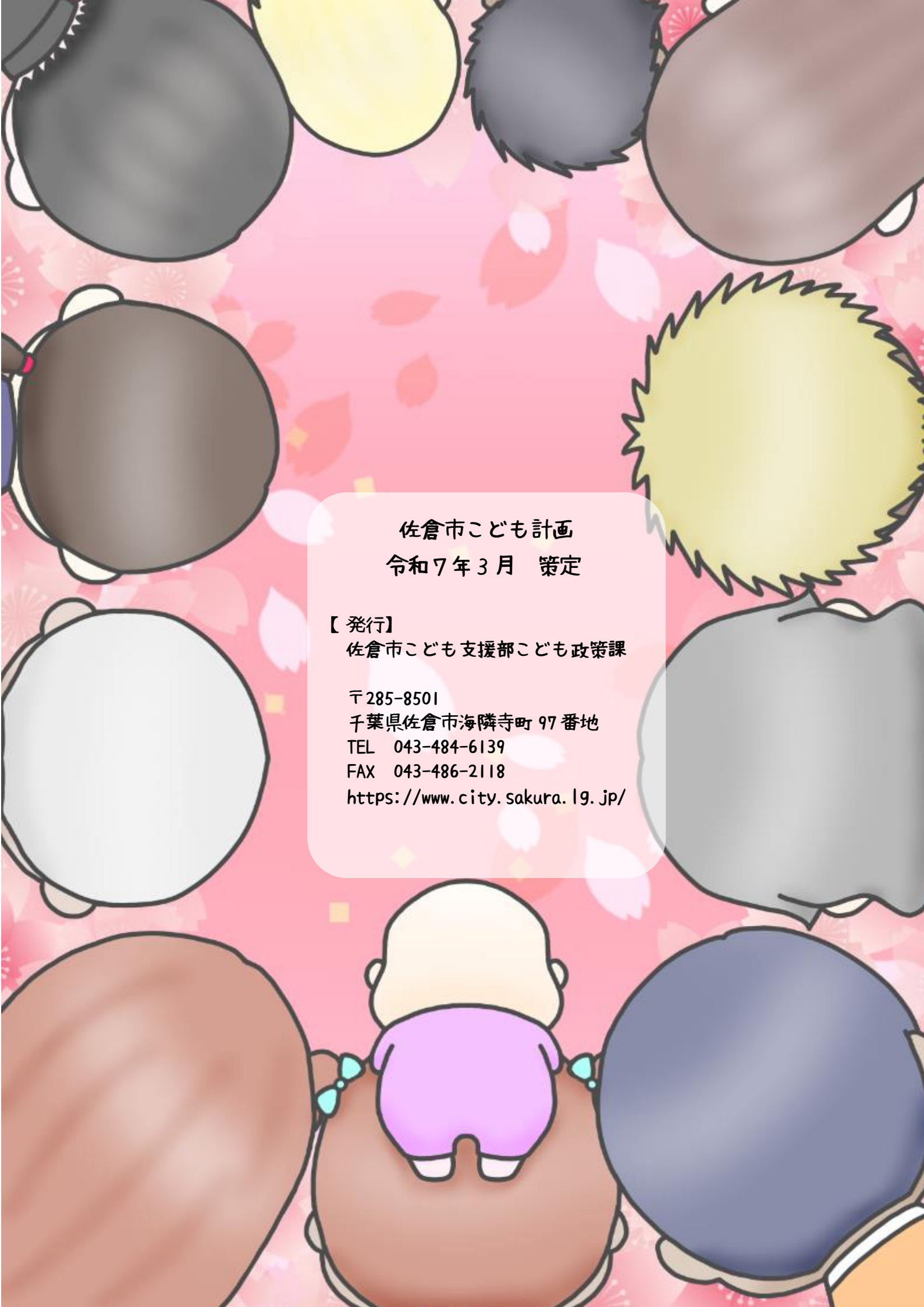

佐倉市こども計画

令和７年３月　策定

【 発行】
佐倉市こども支援部こども政策課

〒285-8501
千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
TEL　043-484-6139
FAX　043-486-2118
https://www.city.sakura.lg.jp/